



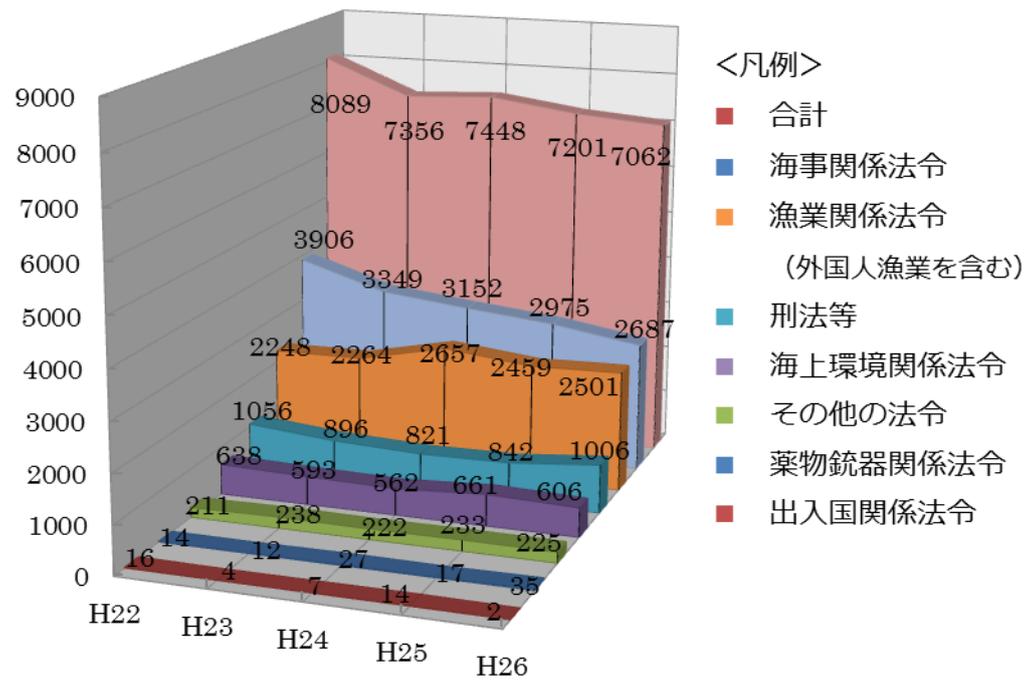
平成27年2月18日  
海上保安庁

## 平成26年の海上犯罪取締りの状況

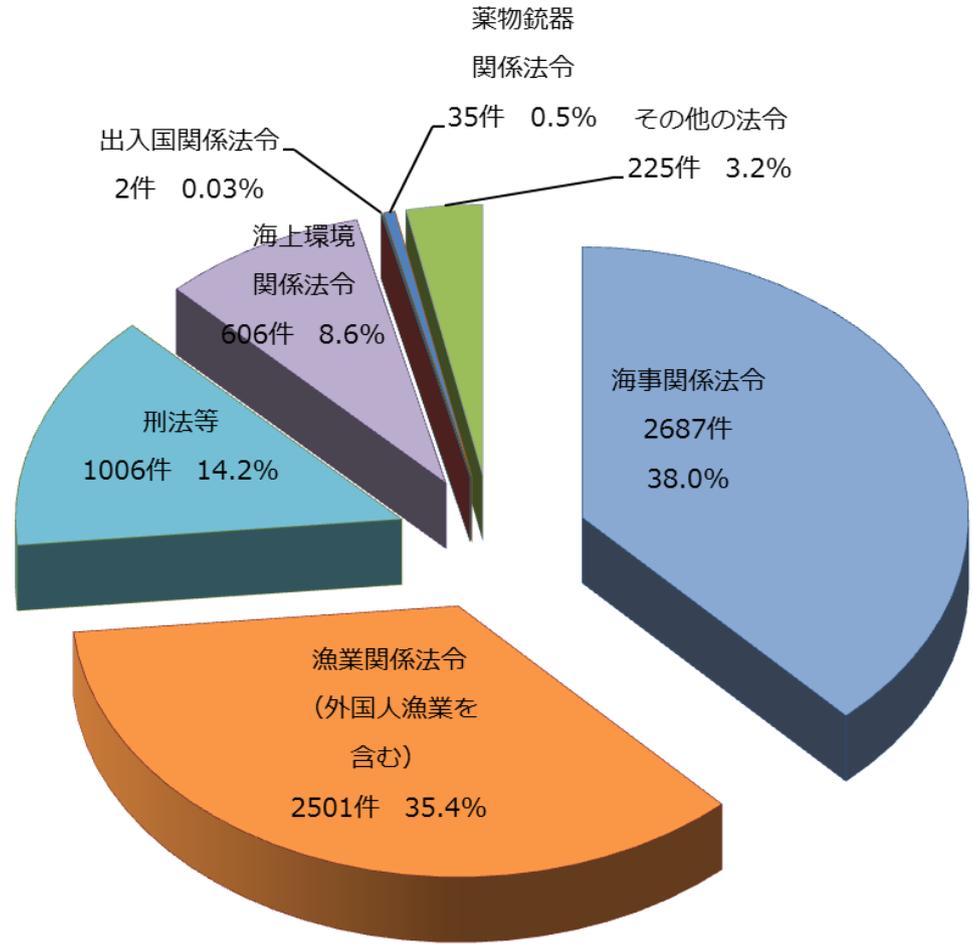
- ◇ 平成26年の海上犯罪の送致件数は、対前年比139件(2.0%)減少の7,062件でした。
  
- ◇ 各種法令別の送致件数については、前年と比べ大きな変化はありませんが、近年増加傾向にある漁業関係法令違反は2,501件で、平成21年以降、6年連続で2,000件を超えています。
  
- ◇ 全送致件数の内訳については、海事関係法令が38.0%と最も多く、次いで漁業関係法令(35.4%)、刑法等(14.2%)、海上環境関係法令(8.6%)等となっており、例年と比べ全送致件数に占める各種法令の割合に大きな変化はありません。  
(送致件数の詳細は「別図」をご参照ください。)
  
- ◇ 外国漁船の検挙隻数は24隻で、前年(11隻)に比べ大きく増加しております。

◆ 各種法令別の具体的な内容については「別添1」を、注目すべき事件については「別添2」をご参照ください。

《法令別送致件数の推移(平成22年～平成26年)》



《法令別送致件数の構成比(平成26年)》



## 海上犯罪取締り等の状況

### 1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 2,687 件（前年 2,975 件）で、前年と比較し 288 件（約 9.7%）減少しました。

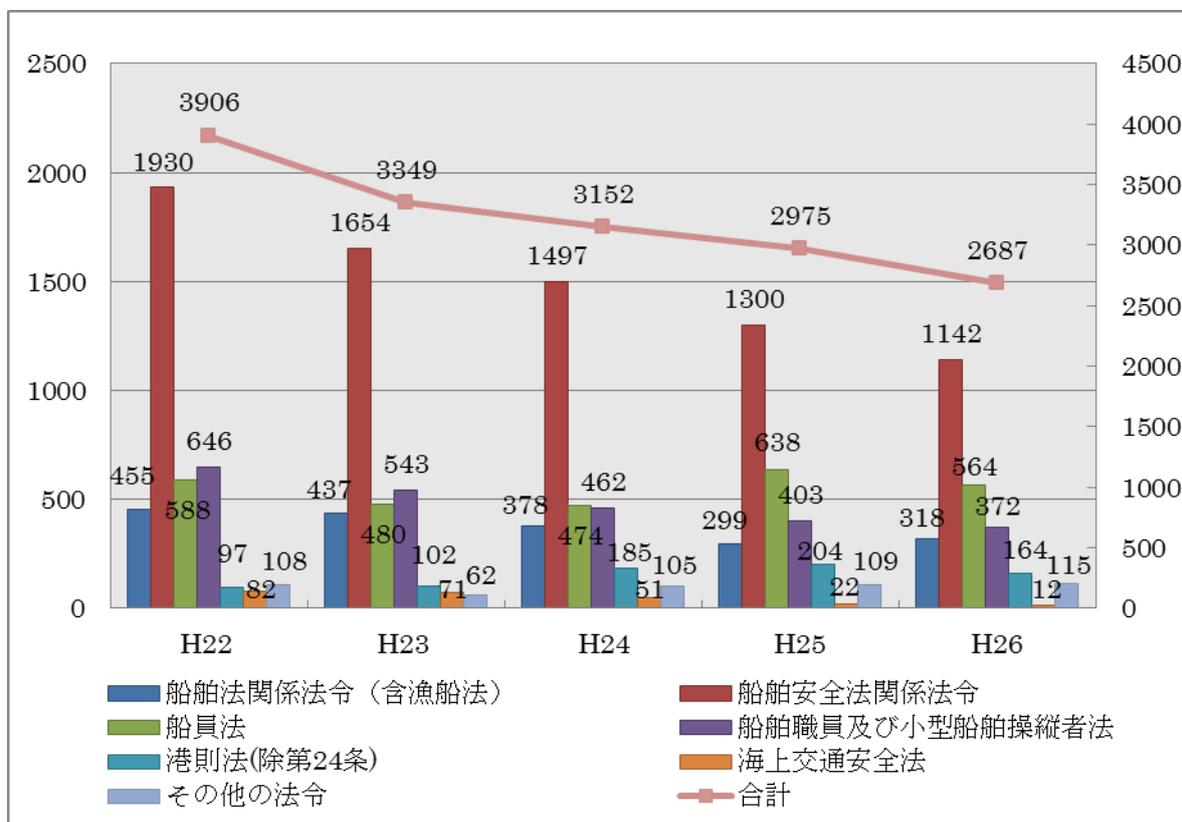
法令別では、無検査航行、定員超過や区域外航行等を規定した船舶安全法関係法令違反の送致件数が 1,142 件で全体の約 43% を占め、次いで船員の労働条件等を規定した船員法違反が 564 件で全体の約 21%、無資格運航の禁止等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 372 件で全体の約 14% を占めています。



海事関係法令違反の取締りの状況

海上保安庁では、引き続き、区域外航行や無資格運航のような、海難の発生に結びつくおそれのある事犯の取締りに取り組んでいきます。

《海事関係法令違反の法令別送致件数の推移》



## 2. 漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の取締り状況

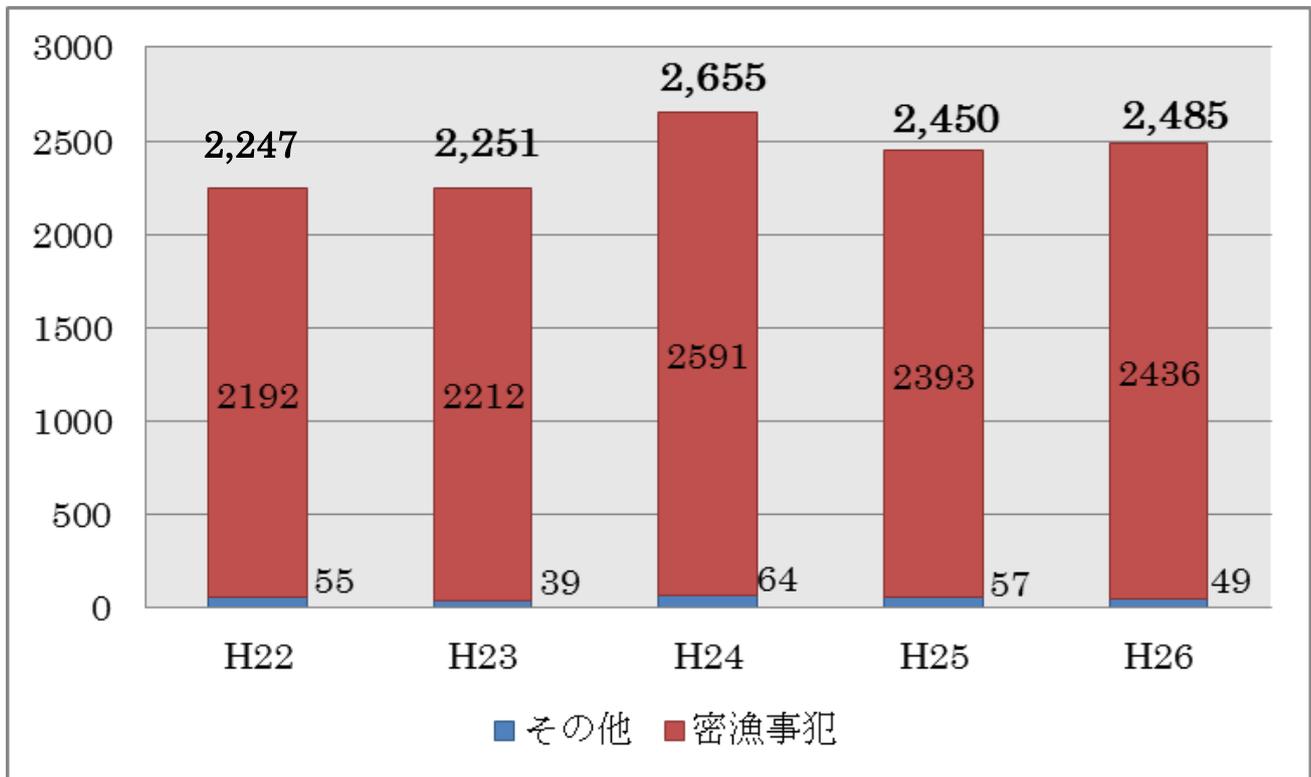
漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の送致件数は 2,485 件 (前年 2,450 件) で、前年と比較し 35 件 (約 1%) 増加しました。

漁業関係法令の中でも無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁」事犯については、2,436 件 (全体の約 98%、前年と比較して 43 件増加) を送致し、平成 21 年以降、6 年連続で 2,000 件を越え、依然として高い水準で推移しています。



密漁されたなまこ

《漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の法令別送致件数の推移》



密漁は、実行部隊と買受業者が手を組んだ組織的な形態で行われるもののほか、取引価格の高い漁獲物に目をつけた暴力団が、資金源とするために関与する場合も見受けられ、その手口は悪質かつ巧妙です。

海上保安庁では、地元漁業者からの要請を踏まえ、地域特性に応じた取締りを行うとともに、捜査能力の更なる向上や採証資機材等の充実を図り、今後も悪質な密漁事犯の取締りに取り組んでいきます。



**密漁に使用されたボート等**

### 3. 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は 24 隻 (前年 11 隻) で、前年より 13 隻 増加しました。法令別では、外国人漁業の規制に関する法律違反が 6 隻 (領海内違法操業)、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反が 13 隻 (うち無許可操業 10 隻、改正法 (※) 施行後の立入検査忌避 3 隻)、漁業法違反が 5 隻 (立入検査忌避) でした。

#### 逃走する外国漁船を追跡する巡視船

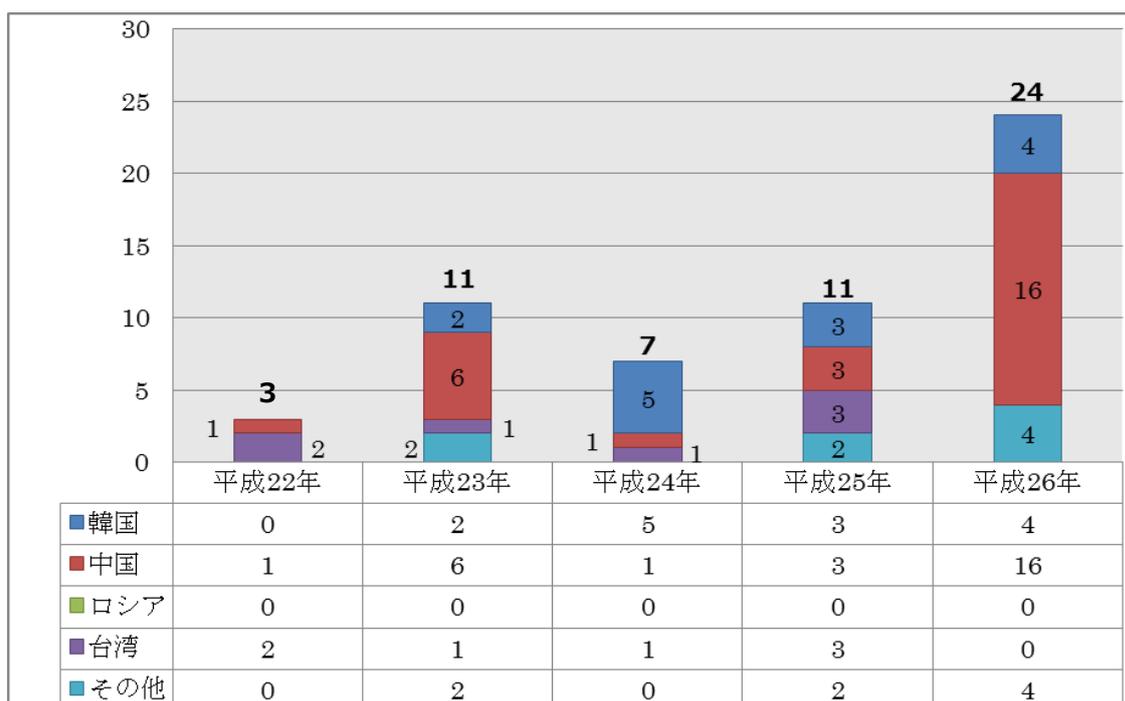


我が国周辺海域の豊富な水産資源を狙い、違法操業を行う外国漁船は後を絶ちません。これら外国漁船による違法操業は、北海道、九州、沖縄及び小笠原諸島周辺海域と広範囲で確認されており、取締りを逃れるため、夜陰に乗じて違法操業を行う、巡視船艇・航空機からの停船命令に従わず、摘発を逃れるためにジグザグに逃走するなど、その態様は悪質です。

海上保安庁では、引き続き、関係機関のほか地元漁業者などの地域住民との連携・協力を図り、厳正かつ的確な監視取締りに取り組んでいきます。

※ 改正法：「外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 119 号)。平成 26 年 12 月 7 日施行。外国漁船の違法操業等に対する罰金の引き上げ等の改正。

#### 《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》



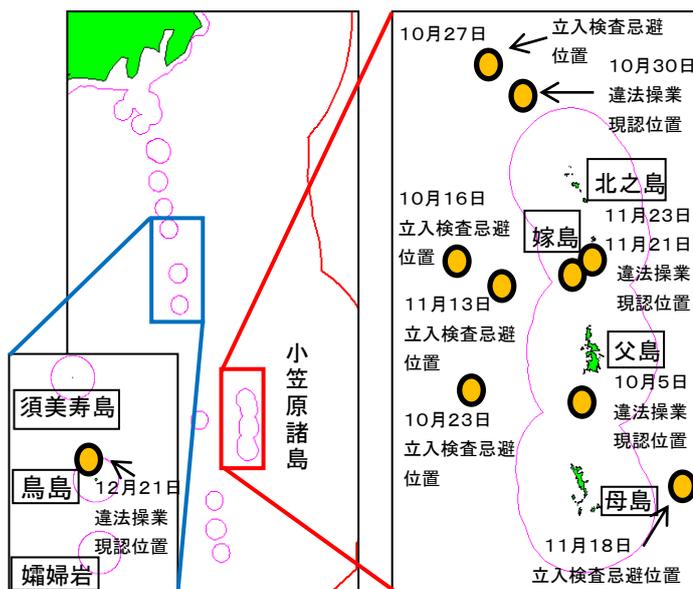
(単位：隻)

## ● 小笠原諸島周辺海域等における中国サンゴ漁船対応

平成 26 年 9 月中旬以降、小笠原諸島周辺海域等において中国サンゴ漁船とみられる外国漁船が多数確認され、一時最大 200 隻以上を確認しました。

海上保安庁では、関係機関と連携の上、同海域等での外国漁船の取締りを強化し、10 月 5 日以降、平成 26 年末までに合計 10 隻の中国サンゴ漁船を検挙しました。

このうち、12 月 21 日には、改正法施行後、初めて、領海内違法操業を行っていた中国サンゴ漁船を検挙しています。



小笠原諸島周辺海域等の検挙状況



中国サンゴ漁船取締りの状況

### 【小笠原諸島周辺海域等における中国サンゴ漁船の検挙状況】（平成 26 年 10 月 5 日以降）

- ① 10 月 5 日 父島南 （領海内） 外国人漁業の規制に関する法律違反（領海内違法操業）
  - ② 10 月 16 日 嫁島西南西 （排他的経済水域内） 漁業法違反（立入検査忌避）
  - ③ 10 月 23 日 父島西南西 （排他的経済水域内） 漁業法違反（立入検査忌避）
  - ④ 10 月 27 日 北之島北西 （排他的経済水域内） 漁業法違反（立入検査忌避）
  - ⑤ 10 月 30 日 北之島北北西（排他的経済水域内）
- 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（無許可操業）
- ⑥ 11 月 13 日 父島北西 （排他的経済水域内） 漁業法違反（立入検査忌避）
  - ⑦ 11 月 18 日 母島東 （排他的経済水域内） 漁業法違反（立入検査忌避）
  - ⑧ 11 月 21 日 嫁島南西 （領海内） 外国人漁業の規制に関する法律違反（領海内違法操業）
  - ⑨ 11 月 23 日 嫁島南 （領海内） 外国人漁業の規制に関する法律違反（領海内違法操業）
  - ⑩ 12 月 21 日 鳥島北北西 （領海内） 外国人漁業の規制に関する法律違反（領海内違法操業）

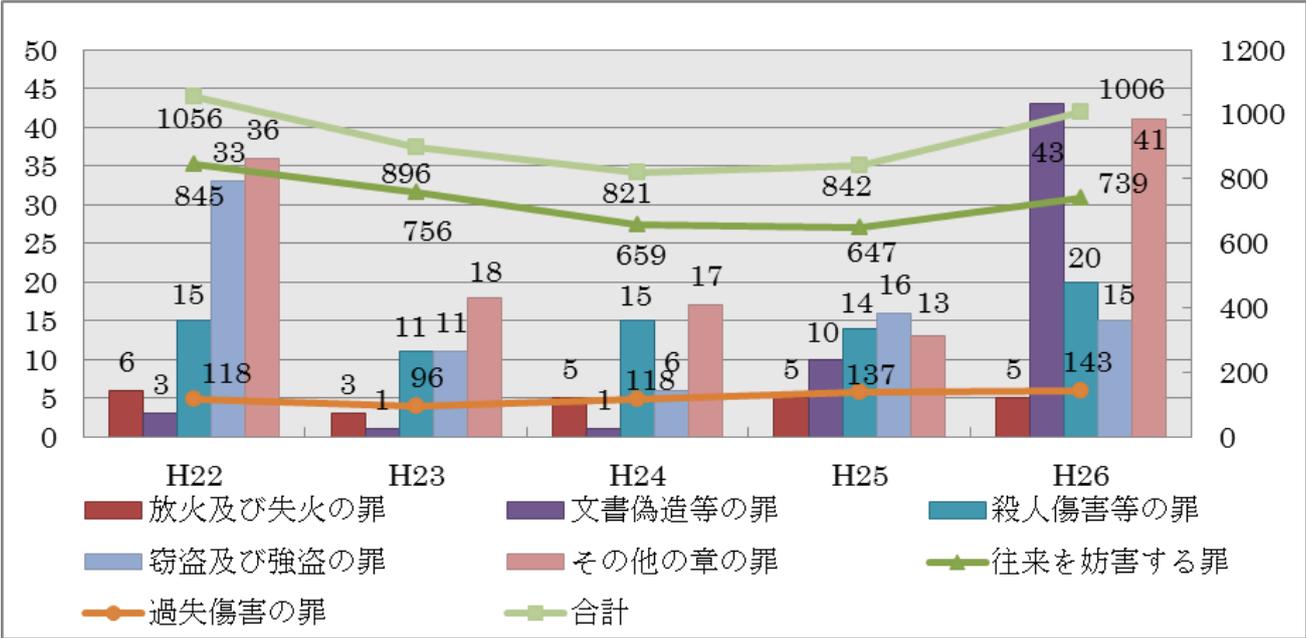
#### 4. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は 1,006 件 (前年 842 件) で、前年と比較し 164 件 (約 19%) 増加しました。衝突や乗揚げ等、往來を妨害する罪が 739 件 (前年 647 件) で全体の約 73%、次いで乗船者を負傷させる等、過失傷害の罪が 143 件 (前年 137 件) で全体の約 14%、文書偽造等の罪が 43 件 (前年 10 件) で全体の約 4% となっています。



海上保安庁では、悪質な衝突逃走事犯や船内傷害事犯等における証拠収集・保全・分析に迅速かつ的確に対応するため、鑑識・鑑定体制の強化や資機材の充実を図り、これらの犯罪に対し、的確に対応していきます。

《刑法犯の罪種別送致件数の推移》



## 5. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 606 件(前年 661 件)で、前年と比較し 55 件 (約 8%) 減少しました。

法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が 391 件で全体の約 65%を占め、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が 148 件で全体の約 24%を占めています。

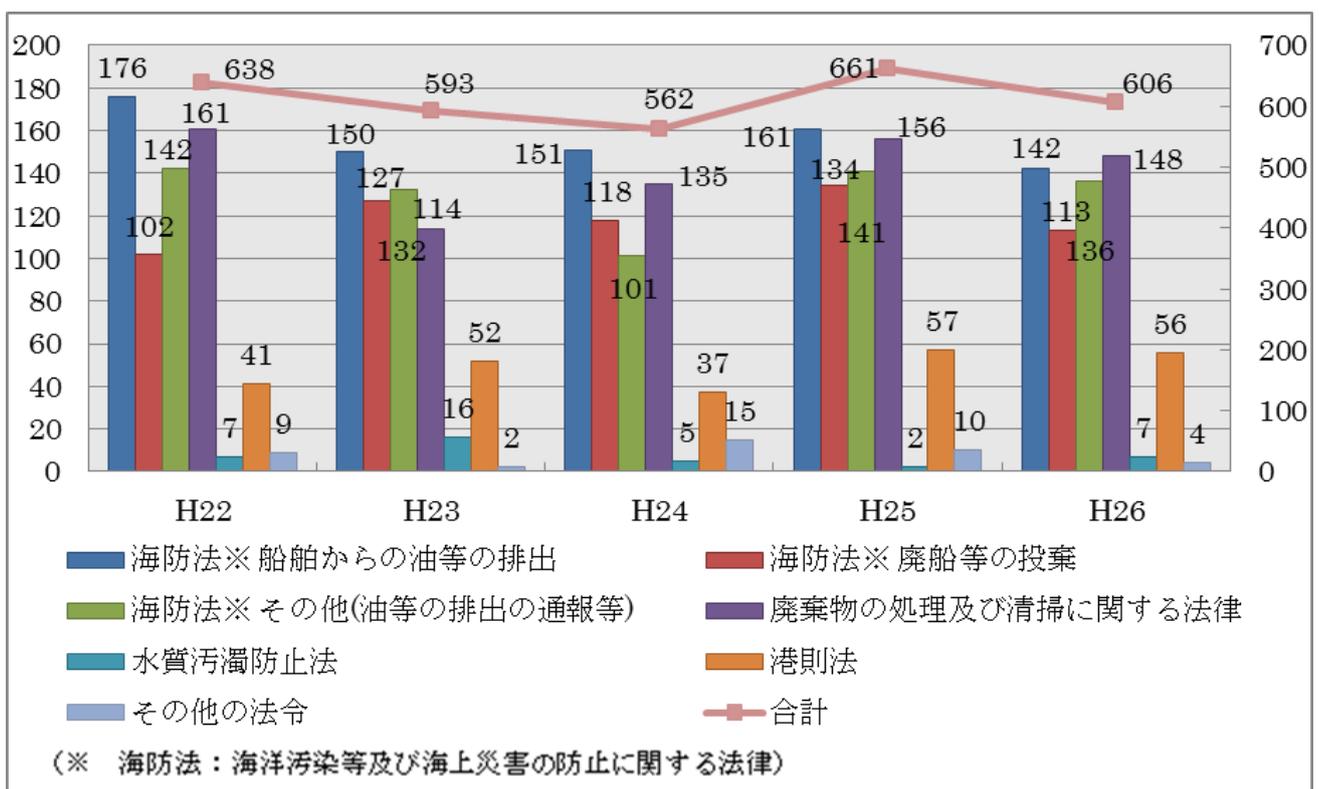
船舶から不法に投棄された廃棄物



なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、その結果、6 件 (前年 13 件) の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました。

海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の実態を把握するとともに、航空機の広域監視能力を活用し、外国船舶等による油等の不法排出事犯の監視を効率的に実施するなどして海上環境事犯の取締りに取り組んでいきます。

《海上環境関係法令違反の法令別送致件数の推移》



## 6. 出入国関係法令違反の取締り状況

平成 26 年の出入国関係法令違反の送致件数は 2 件(前年 14 件) で、前年と比較し 12 件 減少しました。

船舶による不法出入国事犯については、昨年に続き、船員が成功報酬を目的に密航斡旋ブローカーから依頼を受けて手引きした数人規模の密航事件と、退去強制歴を有する船員が偽造船員手帳等を利用して他人になりすました事件を摘発しており、小口化・巧妙化の傾向が続いています。

詳細については、平成 27 年 2 月 18 日付、公表の「平成 26 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/> に掲載）」をご参照ください。

## 7. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成 26 年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は、35 件(前年 17 件) で、前年と比較し 18 件 増加しました。

海上からの不正薬物の密輸事犯については、福岡、横浜の 2 箇所陸揚げされたメキシコ来船舶コンテナ貨物に隠匿して大量の覚醒剤を密輸入する事件等を関係機関と合同で摘発しており、傾向として密輸手口の大口化・巧妙化及び密輸ルートが多様化が見受けられ、国際犯罪組織が関与しているものも考えられます。

詳細については、平成 27 年 2 月 18 日付、公表の「平成 26 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/> に掲載）」をご参照ください。

## 8. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反 136 件をはじめとする 225 件(前年 232 件) で、前年と比較し 7 件(約 3%) の減少となりました。

「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」については、船舶保安情報を適正に通報することなく入港した船舶について 3 件 (前年 5 件) を送致しています。

なお、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶から、55,174 件(前年 58,601 件) の船舶保安情報の事前通報があり、これら入港船舶のうち、船舶保安情報の通報内容等から保安措置(船舶に義務づけられた自己警備)が適確に講じられているかどうかを調べる必要がある船舶 2,505 隻(前年 2,940 隻) に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行った結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

また、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」については、54 隻(前年 99 隻) の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施しましたが、検挙に至った例はありませんでした。

海上保安庁は、外国船舶の不審な行動を抑止するため、引き続き同法を的確に運用して、領海等の安全の確保に万全を期していきます。

**注目すべき事件****【漁業関係法令】****○ 「なまこ」密漁グループを逮捕（室蘭海上保安部）**

平成 26 年 2 月、室蘭海上保安部は、地元住民からの情報を受け、伊達市向有珠の海上において、無許可で潜水器を使用し、なまこ 128.9 キログラム等を密漁した、暴力団組員 1 名及び暴力団関係者 4 名を含む計 7 名を、漁業法違反等の容疑で逮捕しました。

その後の関係先の搜索差押え等の捜査により、共犯者 1 名を割り出し、手配の後、逮捕しました。

**【外国人漁業関係法令】****○ 鹿児島県南さつま市野間岬沖における中国サンゴ漁船による違法操業事件  
（串木野海上保安部）**

平成 26 年 11 月、日本漁船から第十管区海上保安本部に対し、中国サンゴ漁船らしき漁船がいるとの通報があったことから、巡視船艇及び航空機が発動し、先行した航空機が、鹿児島県南さつま市所在、野間岬西南西の我が国領海内において、操業中の中国サンゴ漁船 2 隻を発見しました。

その後、現場に到着した巡視船艇が当該漁船を停船させ、両船の船長をそれぞれ外国人漁業の規制に関する法律違反（領海内違法操業）の容疑で逮捕しました。

**○ 韓国底引き網漁船を立入検査忌避容疑で現行犯逮捕（比田勝海上保安署）**

平成 26 年 7 月、しょう戒中の巡視艇が、対馬西方の我が国排他的経済水域内で航行中の韓国底引き網漁船を発見しました。

巡視艇が当該漁船に接近して立入検査を実施しようとして停船命令を行ったものの、当該漁船はそれに従わず逃走したことから、海上保安官が移乗した後停船させ、漁業法違反（立入検査忌避）の容疑で当該漁船船長を逮捕しました。

その後の捜査により、当該漁船が我が国排他的経済水域内で違法操業を行っていた事実も特定したことから、船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（無許可操業）の容疑で逮捕しました。

このほか、対馬周辺海域では、同年 2 月及び 12 月にも、外国漁船の違法操業事案等が発生しており、海上保安庁では、それぞれの船長を逮捕しています。

○ 排他的経済水域内における無許可操業のロシア人船長を逮捕（稚内海上保安部）

平成 26 年 8 月、しょう戒中の千歳航空基地所属航空機が、北海道宗谷岬東方の我が国排他的経済水域内において、操業中のシエラレオネ共和国籍かに籠漁船を発見しました。

その後、現場に到着した巡視船艇が当該漁船を停船させ、同船船長を排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使に関する法律違反（無許可操業）の容疑で逮捕しました。

このほか、北海道周辺海域では、9 月、10 月及び 12 月にも、外国漁船による違法操業事案が発生しており、海上保安庁ではそれぞれの船長を逮捕する等しています。

【刑法犯】

○ 山口県長門市沖における漁船衝突逃走死亡事件（仙崎海上保安部）

平成 26 年 7 月、山口県長門市青海島沖において、船体左舷中央部を大きく破損し漂流中の漁船（4.9 トン）が付近航行船舶により発見され、巡視船艇・航空機により付近を捜索したところ、漂流中の同漁船船長を発見、巡視艇により搬送したものの、その後死亡が確認されました。

捜査の結果、衝突相手船（タンカー、総トン数 696 トン）を特定し、衝突当時の操船者を業務上過失致死等の容疑で逮捕しました。

○ 中国籍貨物船内における傷害及び暴行被疑事件（福島海上保安部）

平成 26 年 4 月、福島海上保安部は、福島県小名浜港停泊中の中国籍貨物船「IPANEMA」（総トン数 18,096 トン、中国人 20 名乗り組み）船長から、乗組員 2 名がけんかし双方がけがを負ったという通報を受けました。

捜査の結果、乗組員同士が口論の末、双方が相手の顔面等を殴打する等したことが判明、中国人乗組員 2 名を傷害罪等の容疑で逮捕しました。

【海上環境関係法令】

○ めっき塗装業者による不法排出事件（名古屋海上保安部）

平成 26 年 7 月、名古屋海上保安部は、水質汚濁防止法に規定される亜鉛含有量の排水基準を超えた排水（排出基準：排水 1 リットルにつき亜鉛含有量 2 ミリグラム。本件では排水 1 リットルにつき亜鉛含有量が 4.7 ミリグラムから 63 ミリグラムの排水を排出。）を、公共用水域である名古屋港内に排出しているとして、同事業場を営む名古屋市内のめっき塗装業者及び同事業場において公害実務担当者として排水処理業務に従事する男性 2 名を、水質汚濁防止法違反容疑で名古屋地方検察庁に送致しました。

○ 松山港内における死魚不法投棄事件（松山海上保安部）

平成 26 年 8 月、松山海上保安部は、同年 6 月に松山港内において廃棄物である死魚（鯛）約 201 キログラムを投棄したとして、運送会社勤務のトラック運転手男性を、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反容疑で逮捕しました。



海上に投棄されていた死魚（鯛）



海上から回収された死魚